

埼玉県企業局建設工事指名業者選定要領運用指針

(平成7年8月20日施行)

(最終改正：平成19年6月29日企局財第450号)

1 第1条関係

ア 「埼玉県企業局建設工事指名業者選定要領」(以下「要領」という。)は、建設工事の請負契約に係る指名競争入札のみに適用されること。したがって、調査、設計及び測量の業務委託など建設工事以外の契約には適用がないこと。

イ 特定建設工事共同企業体及び公募型など通常の指名競争入札の特例となる制度の対象工事においても、個別の要綱等に定めがある部分を除き要領の規定は適用されること。

2 第3条関係

(2)の「規程第3条」では、埼玉県建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年7月29日告示第1108号)第15条の例によることとなっているが、同規程第15条については、原則である第1項のみでなく、例外となる第2項も含まれるものであること。

3 第4条関係

ア 各号に該当するか否かについては、原則として建設業課長が状況を把握し、その旨指名業者選定資料(以下「選定資料」という。)上に表示((4)該当者を電算システムの対象資料から除外)するものであること。ただし、指名権者が独自に状況を把握し判断することを妨げるものではないこと。

イ (3)の「工事成績点数が極めて低い」とは「工事成績の平均が65点未満である」ことをいうものであること。なお、「極めて低い」の判断は、業種ごとに行うものであること。したがって、ある業種の工事成績点数が極めて低い場合であっても、他の業種の工事においては、選定して差し支えないこと。

ウ (4)は、「過去2年間の当該工事の業種に係る年間平均完成工事高が当該工事の入札対象額にみたない者」をいうものであること。

エ (5)以下は、入札参加資格者の抹消や指名停止の要件と関連している部分もあるが、これとは別に、指名業者として不適当と考えられる者を列挙したものであること。

4 第5条関係

ア 客観性の確保の観点から、「総合的に勘案」するにあたっては、できる限り、選定資料の総合数値を基礎とすること。ただし、電算システムの整備状況を考慮し、次に掲げる工事については、当分の間、この限りではないこと。

(ア) 県外の業者を指名する工事(県内業者も併せて指名する場合においては、県外業者の評価の部分に限る。)

(イ) 選定資料の作成対象外工事

イ 選定資料に出力された業者の中から半数以上を選定することが原則である点には変更がないこと。

ウ 指名業者数については、財務規程等の「なるべく5人以上」という定めのほか、内申基準、平成16年3月26日企局経第2281号通知「企業局発注工事における入札制度の改善について」及び各業者選定委員会の定めるところによるものであること。

5 その他

ア 第6条の運用基準については、すべて選定資料の評点項目となっていること。

イ 個々の工事における指名の妥当性を確保しつつ、より一層客観性を高めるため、今後業者情報管理システムの整備をさらに進めていくものであること。

附 則

1 この運用指針は、平成7年8月20日から施行する。

2 「埼玉県企業局建設工事指名業者選定要領」の制定及び同要領の運用等について（平成5年12月10日企局経第426号企業局長通知）中、埼玉県企業局建設工事指名業者選定要領の運用等について及び埼玉県企業局建設工事指名業者選定要領の施行に伴う電算システムの運用等については、平成7年8月19日限り廃止する。

附 則

1 この運用指針は、平成16年1月5日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成13年度における工事成績点数に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この運用指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用指針は、平成19年7月1日から施行する。